

分野・テーマ	人権享有主体性
問題文	日本国憲法に規定する法人又は外国人の人権に関する記述として、判例、通説に照らして、妥当なものはどれか。
選択肢	1. 法人は自然人ではないが、その活動は自然人を通じて行われ、その効果が究極的に自然人に帰属し、現代社会において一個の社会的実体として重要な活動を行っていることから、法人にも自然人と同じ程度に全ての人権の保障が及ぶ。 2. 最高裁判所の判例では、税理士会が強制加入である以上、その会員には様々な思想信条を有する者が存在し、会員に要請される協力義務にも限界があるが、税理士に係る法令の制定改廃に関する政治的要求実現のために税理士会が政治資金規正法上の政治団体に金員の寄付をすることは、税理士会の目的の範囲内の行為であり、寄付のため特別会費を徴収する旨の決議は有効であるとした。 3. 人権の前国家的性格や憲法の国際協調主義の観点から、外国人は憲法の保障する人権の享有主体となり得るが、憲法の規定上「何人も」と表現される条項のみ外国人に保障される。 4. 最高裁判所の判例では、地方公共団体が、公権力行使等地方公務員の職とこれに昇任するのに必要な職務経験を積むために経るべき職とを包含する一体的な管理職の任用制度を構築した上で、日本国民である職員に限って管理職に昇任できるとする措置を執ることは、合理的な理由に基づいて日本国民である職員と在留外国人である職員とを区別したとはいえず、憲法に違反するとした。 5. 最高裁判所の判例では、現行の生活保護法は、第 1 条及び第 2 条において、その適用の対象につき「国民」と定めたものであり、外国人はこれに含まれないと解され、外国人は、行政庁の通達等に基づく行政措置により事実上の保護の対象となり得るにとどまり、生活保護法に基づく保護の対象となるものではなく、同法に基づく受給権を有しないとした。

正答番号	5
解説	1. 法人は権利の性質上、可能な範囲で自然人と同様に憲法保障が及ぶ。よって、すべての憲法保障が及ぶわけではない。さらに法人に憲法保障が及ぶ理由は、①自然人を通して行われ、その効果が究極的に自然人に帰属することと、②社会において自然人と同じく活動する実体であり、社会の重要な構成要素であることとするのが有力である。したがって、「全ての人権の保障が及ぶ」の部分が誤りである。 2. 法人は政治的行為をなすことは原則できる。もっとも、強制加入団体が特別会費を徴収し、政党などに寄付する場合はその団体の構成員の思想の自由を害する場合があるから、例外的に法人の目的の範囲外の行為となり、そのような決議は無効である。したがって、「税理士会の目的の範囲内の行為…有効である」の部分が誤りである。 3. 外国人の権利は、権利の性質上、日本国民を対象としているものを除き、憲法保障が及ぶ。よって、憲法の規定に「何人も」と表現されているかどうかを問わない。したがって、憲法の規定上、「何人も」と表現される条項のみ外国人に保障される」の部分が誤りである。 4. 公務就任権は広義の参政権に含まれるものであるから、公権力行使に当たる行為、重要政策決定に関わる行為等を職務の内容とする公務員に就任するのは日本人に限っており、権利の性質上、外国人に保障されるものではない。よって、日本国民に限って公権力行使等地方公務員の管理職に昇進できるとするのは合理的な理由による区別であり、憲法に反しない。したがって、「合理的な理由に基づいて…区別したとはいえず、憲法に違反する」の部分が誤りである。 5. 正しい。外国人にも権利の性質上、日本国民を対象としているものを除いて憲法保障が及ぶ。もっとも、生存権などの保障については、財源が限られていることから、外国人には憲法保障が及ばない。よって、判例は、生活保護法 1 条および 2 条にいう「国民」に外国人は含まれず、同法に基づく受給権は保障されないとした。

分野・テーマ	人権享有主体性
問題文	法人及び外国人の人権に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。 ア. 憲法第 3 章に定める国民の権利及び義務の各条項は、性質上可能な限り、内国の法人にも適用され、また、同章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても等しく及ぶ。 イ. 法人は、自然人たる国民と同様、国や政党の特定の政策を支持、推進し、又は反対するなどの政治的行為をなす自由を有し、公益法人であり強制加入団体である税理士会が、政党など政治資金規正法上の政治団体に金員を寄付するために会員から特別会費を徴収することを多数決原理によって団体の意思として決定し、構成員にその協力を義務付けた上、当該寄付を行うことも、当該寄付が税理士に係る法令の制定改廃に関する政治的要求を実現するためのものである場合は、税理士会の目的の範囲内の行為として認められる。 ウ. 会社が、納税の義務を有し自然人たる国民と等しく国税等の負担に任ずるものである以上、納税者たる立場において、国や地方公共団体の施策に対し、意見の表明その他の行動に出たとしても、これを禁圧すべき理由はないが、会社による政治資金の寄付は、その巨大な経済的・社会的影響力に鑑みると、政治の動向に不当に影響を与えるおそれがあることから、自然人たる国民による寄付と別異に扱うべき憲法上の要請があるといえる。 エ. 政治活動の自由に関する憲法の保障は、我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動など外国人の地位に鑑みこれを認めることが相当でないと解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても及ぶことから、法務大臣が、憲法の保障を受ける外国人の政治的行為を、在留期間の更新の際に消極的な事情としてしんしゃくすることは許されない。 オ. 地方公務員のうち、住民の権利義務を直接形成し、その範囲を確定するなどの公権力の行使に当たる行為を行い、若しくは普通地方公共団体の重要な施策に関する決定を行い、又はこれらに参画することを職務とするものについては、原則として日本国籍を有する者が就任することが想定されているとみるべきであり、外国人が就任することは、本来我が国の法体系の想定するところではない。
選択肢	1. ア、イ 2. ア、オ 3. イ、エ 4. ウ、エ 5. ウ、オ

正答番号	2
解説	ア. 正しい。法人も外国人もすべての権利が保障されているわけではない。権利の性質から判断される。 イ. 法人は政治的行為をなすことは原則できる。もっとも、強制加入団体が特別会費を徴収し、政党などに寄付する場合はその団体の構成員の思想の自由を害する場合があるから、例外的に法人の目的の範囲外の行為となるとしている。したがって、「税理士会の目的の範囲内の行為として認められる」の部分が誤りである。 ウ. 法人は政治的行為をなすことは原則できる。会社などが資金力を背景に経済的社会的影響力が大きい場合が想定できるが、同様に巨大な資金力のある自然人もあり、自然人であっても経済的社会的影響力が大きい場合が想定できるので、法人と自然人で別異に取り扱う必要はない。したがって、「自然人たる国民による寄付と別異に扱うべき憲法上の要請がある」の部分が誤りである。 エ. 外国人は、我が国の政治的意思決定またはその実施に影響を及ぼす場合を除いて、政治活動の自由が保障されている。もっとも、法務大臣が在留の許可について判断する事情に含めてはならないほど厳格に保障されているわけではない。したがって、「消極的な事情としてしんしゃくすることは許されない」の部分が誤りである。 オ. 正しい。公務就任権は広義の参政権に含まれるものであるから、公権力行使に当たる行為、重要政策決定に関わる行為等を職務の内容とする公務員に就任するのは日本人に限っており、権利の性質上、外国人に保障されるものではない。

分野・テーマ	人権享有主体性
問題文	人権の享有主体に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。 ア、天皇や皇族も、日本国籍を有する日本国民であり、一般国民と同様の権利が保障されるため、選挙権及び被選挙権が認められている。 イ、法人にも、権利の性質上可能な限り人権規定が適用されるため、宗教法人には信教の自由が、学校法人には学問及び教育の自由が保障される。 ウ、外国人にも、権利の性質上可能な限り人権規定が適用されるため、永住資格を有する定住外国人には国政の選挙権及び被選挙権が認められている。 エ、我が国に在留する外国人には、入国の自由が保障されず、また、外国へ一時旅行する自由を保障されているものでもないから、再入国の自由も保障されないとするのが判例である。 オ、法人たる会社は、自然人たる国民と同様、国や政党の特定の政策を支持、推進し又は反対するなどの政治的行為をなす自由を有しており、その自由の一環として、公共の福祉に反しない限り、政党に対する政治資金の寄附の自由を有するとするのが判例である。
選択肢	1. ア、ウ 2. イ、エ 3. エ、オ 4. ア、ウ、オ 5. イ、エ、オ

正答番号	5
解説	ア、天皇は日本国民に含まれ憲法保障を受けるが、様々な権利の制約が許されている。たとえば、憲法4条1項には天皇は、国政に関する権能を有しないとされている。したがって、「天皇も皇族も～選挙権及び被選挙権が認められている」の部分が誤りである。 イ、正しい。権利の性質上可能な限り、法人にも憲法保障が及ぶ。 ウ、外国人は、我が国の政治的意思決定またはその実施に影響を及ぼす場合を除いて、政治活動の自由が保障されている。一方で、選挙権については日本国民にしか保障されていない。その外国人が永住外国人か、定住外国人か、旅行者かの区別をすることなく保障されていない。したがって、「永住資格を有する定住外国人には国政の選挙権及び被選挙権が認められている」の部分が誤りである。 エ、正しい。外国人には入国の自由は保障されていない。日本在留外国人が再度、入国を行う再入国の自由も保障されていない。一方で、出国の自由は外国人にも保障されている。 オ、正しい。法人は政治的行為をなすことは原則できる。また、寄付の自由についても、法人と自然人で別異に取り扱う必要はないとされている。 以上により、妥当なものはイ・エ・オとなり、正答は5である。

分野・テーマ	人権享有主体性
問題文	人権の享有主体に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。 ア．天皇も日本国籍を有する日本国民であるため、人間であることに基づいて認められる権利は保障される。したがって、天皇に対して一般国民と異なる特別の制約をすることは認められない。 イ．憲法第 3 章に定める国民の権利及び義務の各条項は、性質上可能な限り、内国の法人にも適用されるものと解すべきであり、会社は、自然人たる国民と同様、国や政党の特定の政策を支持、推進し又は反対するなどの政治的行為をなす自由を有するとするのが判例である。 ウ．未成年者も日本国民である以上、当然に人権享有主体であると認められる。民法など未成年者に対して一定の制限規定を置いている法律もあるが、憲法上、未成年者に対する権利の制限規定は置かれていない。 エ．我が国に在留する外国人には、政治活動の自由についても、我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位に鑑みこれを認めることが相当でないと解されるものを除き、その保障が及ぶとするのが判例である。 オ．憲法上、我が国に在留する外国人に出国の自由が認められる以上、日本国民が外国へ一時旅行する自由を保障されているのと同様、我が国に在留する外国人の再入国の自由も憲法上保障されているとするのが判例である。
選択肢	1．ア、ウ 2．イ、エ 3．イ、オ 4．ウ、エ 5．エ、オ

正答番号	2
解説	ア．天皇は日本国民に含まれ憲法保障を受けるが、様々な権利の制約が許されている。たとえば、憲法 4 条 1 項には天皇は、国政に関する権能を有しないとされている。したがって、「一般国民と異なる特別の制約をすることは認められない」の部分が誤りである。 イ．正しい。法人は政治的行為をなすことは原則できる。また、寄付の自由についても、法人と自然人で別異に取り扱う必要はないとされている。 ウ．未成年者も人権享有主体性は認められるが、心身の発達が未発達なので、成年者とは異なる制約が許されている。その制約のほとんどが民法や公職選挙法などに規定がある。憲法には、15 条 3 項の選挙権の規定について、「成年者による普通選挙」とし、未成年者の制約規定が置かれている。したがって、「憲法上、未成年者に対する権利の制限規定は置かれていない」の部分が誤りである。 エ.正しい。外国人にもある程度の政治活動の自由が保障されている。 オ．外国人には入国の自由は保障されていない。日本在留外国人が再度、入国を行う再入国の自由も保障されていない。一方で、出国の自由は外国人にも日本国民にも保障されている。したがって、「外国人の再入国の自由も憲法上保障されている」の部分が誤りである。 したがって、妥当な肢はイ、エであり、正答は 2 である。

分野・テーマ	人権享有主体性
問題文	基本的人権の享有主体に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。 ア．未成年者も日本国民であり、当然に基本的人権の享有主体であるが、社会の成員として必要な成熟した判断能力を有することを期待することができないことから、憲法は、職業選択の自由、婚姻の自由及び選挙権について未成年者の人権を制限する規定を置いている。 イ．憲法第 3 章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても等しく及ぶが、公務員を選定罷免する権利を保障した憲法第 15 条第 1 項の規定は、権利の性質上日本国民のみをその対象とする。 ウ．法人の概念は、財産権の主体となることにその意味を持つものであるから、財産権や営業の自由のような経済的自由権については法人にもその保障が及ぶが、表現の自由や信教の自由のような精神的自由権については法人にはその保障が及ばない。 エ．国民は、憲法上、表現の自由としての政治活動の自由を保障されており、この精神的自由は立憲民主政の政治過程にとって不可欠の基本的人権であって、民主主義社会を基礎付ける重要な権利であることに鑑みると、法令による公務員に対する政治的行為の禁止は、国民としての政治活動の自由に対する必要やむを得ない限度にその範囲が画されるべきで ある。 オ．未決勾留は、逃亡又は罪証隠滅の防止を目的として、被疑者又は被告人の居住を刑事施設内に限定するものであって、未決勾留により刑事施設に拘束されている者が拘禁関係に伴う制約を受けることはやむを得ないものといわなければならないことから、新聞紙、図書等の読書の自由についても、読読を許すことにより刑事施設内の規律及び秩序が害される一般的・抽象的なおそれがあれば、これを制限することができる。
選択肢	1．ア、イ 2．ア、ウ 3．イ、エ 4．ウ、オ 5．エ、オ

正答番号	3
解説	ア．未成年者も人権享有主体性は認められるが、心身の発達が未発達なので、成年者とは異なる制約が許されている。その制約のほとんどが民法や公職選挙法などに規定がある。憲法には、15 条 3 項の選挙権の規定について、「成年者による普通選挙」とし、未成年者の制約規定が置かれている。したがって、「職業選択の自由、婚姻の自由及び選挙権について」の部分が誤りである。 イ．正しい。外国人の権利は、権利の性質上日本国民を対象としているものを除いて保障されている。一方で、選挙権については日本国民にしか保障されていない。権利の性質上、参政権は国民主権の原理から日本国民を対象としている。 ウ．権利の性質上可能な限り、法人にも憲法保障が及ぶ。新聞社が新聞を発行すること（表現の自由）、宗教法人が儀式を開催すること（信教の自由）などが想定されている。したがって、「表現の自由や信教の自由のような精神的自由権については法人にはその保障が及ばない」の部分が誤りである。 エ．正しい。公務員も日本国民であるため、当然に憲法保障が及ぶ。しかし、公務員は「全体の奉仕者」という側面があるため、例えば、政治活動の自由において、政治的中立性を損なうような行為が禁止されるという制約が認められる。 オ．未決拘留されている者は必要最小限の制約を受ける。そして新聞等の閲覧の自由を制約するときは、刑事施設の秩序が害される具体的な蓋然性がある場合にのみ許される。それが一般的抽象的なおそれに過ぎない場合は許されない。したがって、「一般的・抽象的なおそれがあれば」の部分が誤りである。 したがって、妥当なものはイ、エとなり、正答は 3 となる。

分野・テーマ	人権享有主体性
問題文	人権の享有主体に関する次のア～エの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。 ア：憲法第 3 章の人権規定は、未成年者にも当然適用される。もっとも、未成年者は心身ともにいまだ発達の途上にあり、成人と比較して判断能力も未熟であるため、人権の性質によっては、その保障の範囲や程度が異なることがある。 イ：強制加入団体である税理士会が行った、税理士に係る法令の制定改廃に関する政治的要求を実現するために、政党など政治資金規制法上の政治団体に金員を寄付するために特別会費を徴収する旨の総会決議は、無効である。 ウ：強制加入団体である司法書士会が行った、大震災で被災した他県の司法書士会へ復興支援拠出金の寄付をすることとし、そのための特別負担金を徴収する旨の総会決議は、無効である。 エ：基本的人権の保障は、その権利の性質上許される限り外国人にも及び、わが国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動などを含む全ての政治活動について保障が及ぶ。
選択肢	1. ア、イ 2. ア、ウ 3. イ、ウ 4. イ、エ 5. ウ、エ

正答番号	1
解説	ア. 正しい。未成年者も人権享有主体性は認められるが、心身の発達が未発達なので、成年者とは異なる制約が許されている。 イ. 正しい。法人は政治的行為をなすことは原則できる。もっとも、強制加入団体が特別会費を徴収し、政党などに寄付する場合はその団体の構成員の思想の自由を害する場合があるから、例外的に法人の目的の範囲外の行為となり、そのような決議は無効である。 ウ. 強制加入団体が特別会費を徴収し、政党でなく被災した他県の司法書士会へ寄付しても、構成員の思想の自由を害することはない。よって、政党への寄付と異なり、その総会決議は有効である。したがって、「無効である」の部分が誤りである。 エ. 外国人にも権利の性質上、日本国民を対象としているものを除いて憲法保障が及ぶ。そして、外国人は、我が国の政治的意思決定またはその実施に影響を及ぼす場合を除いて、政治活動の自由が保障されている。したがって、「わが国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動などを含む全ての政治活動について保障が及ぶ」の部分が誤りである。 以上により、妥当なものは、アとイであり、正答は 1 となる。

分野・テーマ	人権享有主体性
問題文	外国人の人権に関する次のア～オの記述のうち、適当なもののみを全て挙げているものはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。 ア：個人の私生活上の自由の 1 つとして、何人もみだりに指紋の押なつを強制されない自由を有するものというべきであり、国家機関が正当な理由もなく指紋の押なつを強制することは、憲法 13 条の趣旨に反して許されず、また、その自由の保障は、わが国に在留する外国人にも等しく及ぶ。 イ：政治活動の自由については、わが国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位に鑑みこれを認めることが相当でないと解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対してもその保障が及ぶ。 ウ：外国移住の自由は、その権利の性質上外国人に限って保障しないという理由はなく、外国への移住が後にわが国へ帰国ないし再入国することを前提としていることからすれば、わが国に在留する外国人は、憲法上、外国へ一時旅行する自由を保障されている。 エ：社会保障上の施策において在留外国人をどのように処遇するかについては、国は、当該外国人の属する国との外交関係、変動する国際情勢、国内の政治・経済・社会的諸事情等に照らしながら、できる限りその保障を及ぼすべきであって、自国民を在留外国人より優先的に扱うことは許されない。 オ：憲法 93 条 2 項は、わが国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについて、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙の権利を保障したものと解される。
選択肢	1. ア、イ 2. ア、ウ 3. イ、エ 4. エ、オ 5. ウ、オ

正答番号	1
解説	ア、正しい。外国人にも権利の性質上、日本国民を対象としているものを除いて憲法保障が及ぶ。そして、みだりに指紋を押捺されない自由は日本国民を対象としているものとはいえないから、その自由は外国人にも等しく及ぶ。 イ、正しい。外国人にもある程度の政治活動の自由が保障されている。 ウ、外国移住の自由は、権利の性質上日本国民を対象としているものではないため、外国人にも憲法保障が及ぶ。もっとも、外国人には入国の自由は保障されていない。日本在留外国人が再度、入国を行う再入国の自由も保障されていない。よって、再入国の自由を伴う「外国へ一時旅行する自由」は保障されていないとされる。したがって、「外国人は、憲法上、外国へ一時旅行する自由を保障されている。」の部分が誤りである。 エ、外国人にも権利の性質上、日本国民を対象としているものを除いて憲法保障が及ぶ。もっとも、生存権などの保障については、財源が限られていることから、外国人よりも日本人を優先することは許される。したがって、「自国民を在留外国人より優先的に扱うことは許されない」の部分が誤りである。 オ、外国人の権利は、権利の性質上日本国民を対象としているものを除いて保障されている。一方で、選挙権については日本国民にしか保障されていない。権利の性質上、参政権は国民主権の原理から日本国民を対象としているからである。そして、この参政権の保障は、国政選挙か、地方選挙かによって結論は変わらない。また、その外国人が永住外国人か、定住外国人か、旅行者かによっても変わらない。したがって、「地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙の権利を保障した」の部分が誤りである。 したがって、適当なもの組合せはア、イとなり、正答は1となる。

公務員のライトの「憲法」講座



まずは「**無料**」の
体験講義を見る



無料 LINEで受講相談実施中！

どんな質問でもOK

- オススメの講座
- 講座の内容
- 決済方法
- スケジュール...等



お気軽にお問い合わせください。

講座の詳細はこちら▶

